

## 鳥栖市公共防犯カメラ設置業務仕様書

### 1 業務名称

鳥栖市公共防犯カメラ設置業務

### 2 業務の目的

本業務は、道路、公園、広場などの公共の場所に防犯カメラを設置し、地域住民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

### 4 設置台数及び設置場所

#### (1) 設置台数

100台（既設67台取替、新設33台）

#### (2) 設置場所

市内の指定の場所

※新設する防犯カメラは、本市において警察等と協議のうえ設置場所を決定する。

### 5 業務内容

#### (1) 機器等の調達

##### ① 防犯カメラ

区分	項目	機能等
カメラ部	有効画素数	カラー 200万画素以上
	最低被写体照度	昼夜に対応するデイナイト機能を有し、最低被写体照度が0.5lx以下でのカラー撮影が可能であること。赤外線照射時は0lxで赤外線照射距離が30mであること。
	逆光補正	逆光補正機能を有すること。
レンズ部	画角	水平方向最大80度以上、垂直方向最大45度以上
ハウジング部	形状	屋外設置を考慮した形状
	防塵防水性能	IP66以上
その他	プライバシー保護機能	プライバシーマスクの設定を可能とすること。
	落雷、停電対策	SPD(避雷器)、停電時の自動復旧など落雷や停電対策を講じること。

##### ② 通信機器及び通信回線

- ・通信機器は、防犯カメラ又は収納ボックス内に収納すること。
- ・通信回線は、5G、4G、LTEのいずれかの無線又は有線によるインターネット回

線とすること。

- ・市庁舎において防犯カメラが記録した画像データを取得できるようインターネット通信環境の整備を行うこと。
- ・安価で最適な通信プランを提案すること。

### ③ 画像記録装置

- ・画像データをストレージ（HDD、SD、SSD等）又は遠隔地のサーバー等に保存できること。
- ・サーバー等は、24時間365日常時稼働とすること。
- ・画像データの保存期間は、14日間以上とすること。
- ・画像データ再生時に撮影日時が表示され、自動で時刻補正する機能を有すること。
- ・ストレージ（HDD、SD、SSD等）に保存する場合、第三者が容易に取り出すことができない対策が講じられていること。

### ④ 管理システムの構築

- ・市庁舎に管理用パソコン1台を導入し、画像データを管理するためのソフトをインストールすること。
- ・必要な画像データを日付、時間などから容易に検索することができること。
- ・管理システム上でカメラの稼働状況を確認できること。

### ⑤ 表示板の設置

- ・防犯カメラの設置場所付近に、市が指定する表示（例：防犯カメラ作動中）を明記した表示板（1か所につき1枚）を設置すること。

### ⑥ その他

- ・既存の防犯カメラ、付属機器及び配線等は、原則として本業務により撤去し、法令に則って適切に処分すること。ただし、本市より別に指示があるときはそれに従うこと。
- ・使用する電源電圧はAC100Vとし、電源の確保について市と協議のうえ適切に設置すること。なお、現地に使用可能又は通常配線で到達可能な場所に電源がない場合は、本業務外の別途工事とする。
- ・機器メンテナンス、システム運営及び通信など維持管理が容易で経済的であること。
- ・機器の不具合や通信回線の傷害等が発生した場合、速やかに復旧できる仕組みや体制を整えること。

## (2) セキュリティ対策

- ・防犯カメラへのアクセス制限、管理者用パスワードの設定及び画像データの暗号化等により、画像データを第三者が容易に再生・編集できない対策を講じること。
- ・その他情報の不正アクセス、漏えい、紛失、盗難、改ざん、破壊その他事故等から保護するため、適切な対策を講じること。

## (3) 諸手続

本業務に関する手続書類の作成及び手続きは受注者が行うこと。また、手続に要する費用は受注者が負担すること。

## 6 提案上限額

29,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※防犯カメラ及び付属設備の調達及び設置、表示板の設置、管理システムの構築、インターネット通信環境の整備等に要する費用とする。通信費及び電源設備工事は本業務に含まない。

※上記以外に各種申請手続きに要する費用など本市に負担が生じる経費があれば提出書類に追記すること。

## 7 報告書の作成

本業務での検討内容や結果等を、図等を活用し、報告書としてわかりやすく取りまとめること。

## 8 打合せ協議

本業務において協議を必要とする場合は、あらかじめ市と調整を行い、協議終了後速やかに記録簿を作成し提出すること。

## 9 再委託の禁止

受託者は本業務について、一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により本市の承認を得るものとする。

## 10 損害賠償

本業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む）について、賠償の責任を負うものとする。

## 11 その他

- (1) 鳥栖市公共防犯カメラ設置業務に係る公募型プロポーザル実施要領に定める事項を遵守すること。
- (2) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに受託者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、本市と十分に協議を行い、本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (4) 仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、本市と受託者で協議の上、決定する。